

3 松選号外  
令和 3 年 4 月 14 日

## 郵便等による不在者投票に係る事務の誤りについて

松川町選挙管理委員会事務局

令和 3 年 4 月 25 日執行の参議院長野県選出議員補欠選挙にかかる郵便等による不在者投票において、本来制度の対象とならない方 1 名に対し投票用紙を交付していた事実が判明しましたので、お知らせします。

このような事案が発生したことにつきまして、選挙人の方をはじめ関係される皆様に多大なご迷惑をおかけしたことに心よりお詫び申し上げますとともに、町民の皆様の信頼を損ねることになりましたことを深く反省し、再発防止に努めてまいります。

### 1.経過

参議院長野県選出議員補欠選挙において、選挙人の方からの請求に基づき投票用紙を郵便により交付しておりましたが、その後選挙人の方が制度対象者であるか改めて確認したところ、制度の対象にならない方であることが判明いたしました。

### 2.当該投票の取り扱い

郵便にて交付した投票用紙が選挙人の方から返送されておりますが、この投票用紙は不受理といたします。該当の選挙人の方は、再度投票所において投票を行う必要があります。

### 3.原因

郵便等による不在者投票に必要な郵便投票証明書の交付にあたっては、申請書とともに身体障害者手帳等の写しを確認し、郵便等による不在者投票のできる選挙人であることを確認することとなっておりましたが、担当職員が制度の対象要件を誤認していたこと、他の職員によるチェック体制が構築できていなかったことが挙げられます。

また、投票用紙の請求書の提出を受けた際、改めて制度対象者であるかの確認を行うべきところ、確認を怠っていたことも原因です。

#### 4.今後の対応

4月13日、該当の選挙人の方に説明及び謝罪を行うとともに、再度投票所での投票を行っていただくようお願いいたしました。

また、再発防止に向け、選挙管理委員会事務局の事務執行体制を見直し、適正な選挙事務の徹底を図ってまいります。

今回の発表においては、選挙人の方の特定を避けるため内容の一部について意図的に言及を避けております。ご容赦いただきますようお願いいたします。

松川町選挙管理委員会事務局

電話：0265-36-7020（直通）

FAX：0265-36-5091

E-Mail：gikai@town.matsukawa.lg.jp